

〈ワイドネットW e b 受付サービス利用規約〉

第 1 条 ワイドネットW e b 受付サービス

1. ワイドネットW e b 受付サービス（以下「本サービス」という）とは、株式会社HDC（以下「乙」という）と「預金口座振替による代金回収事務委託契約」（以下「基本契約」という）を締結した委託者（以下「甲」という）に提供するオプションサービスです。

本サービスは基本契約第2条2項の預金口座振替依頼書の取扱いによらず、甲の顧客（以下「丙」という）が、乙の提携する金融機関に開設した預金口座に対して、パソコン、携帯電話その他の端末等を用いインターネットを通じて預金口座振替契約の申込を行い、当該の金融機関から受領した当該申込受付の内容および諾否に関する情報（以下「受付結果」という）を甲に通知するサービスをいいます。なお、本サービスは、乙が提携した株式会社NTTデータ（以下「丁」という）の「ネット口座振替受付ライトサービス（以下「ライトサービス」という）を用いて提供されます。

2. 本サービスに定めのない事項については基本契約によるものとします。

3. 利用対象者および金融機関における取扱い

本サービスを利用して預金口座振替契約の申込が可能な丙の範囲、丙の本人確認方法ならびに利用条件等は、乙が提携する各金融機関の定めによるものとします。

4. 利用時間

本サービスの取扱時間は、乙と丁の所定の時間内とします。ただし、丙の本サービスの利用可能日および時間は丙が預金口座を開設した乙の提携金融機関の定めによるものとします。

第 2 条 本サービスの利用申込

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、ワイドネットW e b 受付サービス利用規約（以下「本利用規約」という）の内容を承諾のうえ、「ワイドネットW e b 受付サービス利用申込書」（以下「利用申込書」という）に必要事項を記入・捺印し、乙に提出するものとします。
2. 乙は、利用申込書の記載内容に基づき、丁が提供するライトサービスの管理画面へ登録を行います。
なお、本サービスの開始後であっても、乙、乙が提携する金融機関、または丁が、甲による本サービスの利用が適切でないと判断した場合には、甲による本サービスの利用を中止することがあります。

第 3 条 ライトサービス用管理画面の提供と ID およびパスワード

1. 乙は、甲による本サービスの利用申込を承諾した場合、甲に対し本サービスの利用に際して必要な範囲でライトサービスのサーバにアクセスするための ID およびパスワードを提供します。甲に提供する ID およびパスワードは、甲が適宜変更することができるものとします。
2. 甲は、ID およびパスワードを再委託以外の第三者へ開示してはならないものとします。また、譲渡、貸与、売買等名目の如何を問わず、ID およびパスワードを第三者に使用させてライトサービスのサーバにアクセスさせてはならないものとします。

3. ID およびパスワードの管理および使用は甲の責任とし、乙は、甲の ID およびパスワードが第三者に使用されたことによって甲が被る損害について甲の過失の有無を問わず一切の責任を負いません。なお、甲の ID およびパスワードにより行われた本サービスの利用は、甲が行ったものとみなし、甲はその利用についての料金その他一切の債務を負うものとします。

第 4 条 取扱手数料等

1. 本サービスを利用するにあたり、甲は乙に対して、利用申込書に記載された利用手数料およびこれに係る消費税等を、乙が定める方法により乙に支払うものとします。
2. 乙は、将来、大幅な事情の変更等が生じた場合には、取扱手数料等を適当と認められる金額に変更することができるものとします。

第 5 条 地位の譲渡、質入、業務委託

甲および乙は、本サービスに関する契約上の地位を第三者に譲渡、または質入することはできないものとします。また、本サービスに基づく業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。

第 6 条 機密保持

1. 甲および乙は、本サービスに関わる業務上知り得た顧客情報、その他の機密情報を万全に保管し、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、法令上の義務、行政庁の命令（当局検査を含む）により開示する場合はこの限りではありません。また、本サービスの目的以外に使用してはなりません。
2. 甲または乙が、前条に基づき、本サービスに関わる業務の処理を第三者に委託することにより、当該第三者が本条に規定する情報に接することになる場合には、当該第三者に対して、前項と同様の機密保持義務を課すために必要かつ合理的な安全管理措置を講ずるものとします。

第 7 条 個人情報

1. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報を第三者に漏洩してはなりません。
2. 甲および乙は、個人情報の管理に必要かつ合理的な安全管理措置を講ずるものとします。
3. 甲および乙は、個人情報について、利用規約の目的の範囲内でのみ使用し、当該目的の範囲を超えて複製または改変を行う場合には、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
4. 甲および乙は、相手方から提供を受けた個人情報が、本サービスに関する業務遂行上不要となったときには当該個人情報について遅滞なく相手方に返還または相手方の指示に従って適切に処理するものとします。
5. 甲および乙は、個人情報の集計および分析等により得られた統計データを、個人を識別または特定できない状態に加工したうえで利用（第三者への開示を含みます）することができるものとします。
6. 本条の規定の効力は、利用契約終了後も存続できるものとします。

第 8 条 届出事項の変更

1. 甲は乙に対して届け出ている本サービス所定の届出事項に変更が生じた場合、乙所定の書面によりただちに乙に届け出るものとします。甲が届出を怠ったことにより生じた損害について、乙は責任を負わないも

のとします。

2. 甲が前項の届出を怠るなど、自らの責に帰すべき事由に基づき乙からの通知または書類が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとみなします。

第 9 条 紛争処理条項

1. 甲が本サービスを利用したことにより丙その他の第三者から乙、提携金融機関または丁に対して警告または請求がなされる等、丙その他の第三者と甲、乙、提携金融機関または丁との間で紛争が生じた場合、甲は、自己の費用と責任において当該紛争の解決を行うものとし、乙、提携金融機関および丁は当該紛争に関する責任を一切負わないものとします。
2. 前項の紛争が、外国人または外国法人との間に生じたものであり、また、当該紛争の解決について外国法が適用される場合であっても、前項と同様とします。

第 10 条 免責事項

1. 以下の場合、そのために生じた損害については、乙の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、火災、騒乱、疫病等の不可抗力、通信機器・回線・インターネットおよびコンピューター等の障害もしくは回線の不通、または裁判所等の公的機関の措置等の事由により、本サービスの提供または取扱が遅延し、または不能となった場合
 - (2) 丁が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより、取引情報が漏洩した場合
2. 料金等の支払を預金口座振替により行うこととする旨の甲と丙との間の合意に関わる、甲と丙の一切の事柄について、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 乙が提携する金融機関が、所定の方法により丙の本人確認を行い、預金口座振替契約を締結した場合には、丙本人からの申込に基づく契約とみなし、端末、暗証番号等に関わる不正使用その他の事由により丙との間で紛議が生じた場合には、甲の責任と負担において解決するものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。万一、乙に損害が生じた場合には、甲がこれを補填するものとします。

第 11 条 損害賠償

1. 甲および乙は、本サービスに伴う事務の取扱いに関し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害が生じた場合には、賠償責任を負うものとします。
2. 甲は丙の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、賠償責任を負うものとします。
3. 第 1 項の規定により賠償すべき損害額は、本件業務に関する事務取扱手数料相当額を上限とする。

第 12 条 監査

1. 乙は、甲が本規約の定めを遵守していることを確認することを目的として甲に対し、別途乙が定める様式に従い報告書を作成することを要求できるものとし、甲は速やかにこれに応じるものとします。

2. 乙は、前項の報告書の内容に関する説明を甲に求め、または乙の指定する者を派遣して関係書類等を調査することができ、甲はこれに協力するものとします。

第 13 条 否定

本規約は、丁との間に書面による別段の定めがある場合を除き、丁が有する著作権、商標権、意匠権、特許その他の知的財産権に関する利用または使用の権利を、甲に許諾するものではありません。

第 14 条 解約および解除

1. 基本契約の解約等による終了をもって、本サービスの利用を終了します。
2. 甲または乙は、相手方に対し3ヵ月前までに書面で通知することをもって、本サービスの利用を解除することができるものとします。

第 15 条 本サービス内容または本利用規約の変更

乙は、本規約の変更が相手方の一般の利益に適合する場合、または、本規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的であると認められる場合、本規約を変更することができるものとします。この場合、乙は自社ホームページ上の「ワイドネットWEB受付サービス 利用規約」を改定・掲示することにより通知するものとします。

第 16 条 本サービスの終了

理由の如何を問わず、本サービスが終了した場合、甲は速やかに、本サービスの存在を前提とした画面等における一切の表示を中止するものとします。

第 17 条 協議事項

1. 本サービスおよび基本契約のいずれにも定めのない事項については甲乙間で協議のうえこれを解決するものとします。
2. 本サービスに定める事項の解釈に疑義が生じた場合は甲乙間で協議のうえ、これを解決するものとします。

第 18 条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、それぞれが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当したとき、または反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明したときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

- (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5)その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 甲および乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して下記の各号に該当する行為を行ったときは、何ら催告を要せず本契約を解除することができるものとします。
- (1)相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または、相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
 - (2)風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - (3)相手方に対して、法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - (4)自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が前項第(1)号から(3)号に該当する者へ資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
 - (5)親会社、子会社または本契約の履行のために再委託する第三者が、本項第(1)号から(4)号のいずれかに該当する行為を行うこと
 - (6)その他前各号に順ずる行為
3. 甲および乙は、本条第1項、第2項により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することができないものとします。
4. 甲および乙は、本条第1項、第2項による契約の解除または本条第2項に定める行為により損害を被った場合は、相手方に対し、その損害の賠償を請求できるものとします。

第 19 条 管轄

本利用規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管裁判所とします。

以上

2025 年 9 月 1 日制定